

付録 2

昭和53年度において講じようとする 公害防止に関する主要施策

目 次

第1章 基本的施策	370
第1節 公害防止基本対策の推進	370
1 環境管理計画等の推進	370
2 公害防止条例等の整備	370
第2節 土地利用の適正化に関する施策	370
1 工場の適正分散及び集団化の促進	370
2 土地利用における公害防止の配慮	371
3 土地利用調査の実施	371
第2章 公害防止の諸施策	372
第1節 大気汚染対策	372
1 法律・条例に基づく規制	372
2 大気清浄化計画の策定及びその推進	372
3 大気汚染現況調査等の実施	373
4 光化学スモッグ対策の推進	373
5 大気汚染の常時監視及び緊急時措置の実施	374
第2節 水質汚濁対策	374
1 法律・条例に基づく規制	374
2 下水道整備の推進	375
3 水質汚濁の常時監視	375
4 河川浄化事業の実施	375
5 河川の管理等	375
6 河川環境の整備	376
7 港湾環境の整備	376
第3節 騒音・振動対策	376
1 法律・条例に基づく規制	376

2	低周波空気振動調査等	376
第4節	自動車公害対策	377
1	自動車排出ガス対策の推進	377
2	自動車騒音・道路交通振動対策の推進	377
第5節	航空機公害対策	378
1	大阪国際空港航空機公害対策の推進	378
2	大阪国際空港周辺整備機構に対する助成	379
第6節	地盤沈下対策	379
1	法律・条例に基づく規制	379
2	地盤沈下状況の調査の実施	379
3	代替水の供給及び受水施設整備に対する助成	380
4	都市河川地盤沈下対策の実施	380
5	工業用水道の整備	380
第7節	廃棄物処理対策	380
1	産業廃棄物処理対策の推進	380
2	一般廃棄物処理対策の推進	381
第8節	農林・水産・畜産公害対策	381
1	農林・水産・畜産公害対策の実施	381
2	農業用水及び土壌汚染対策の実施	382
第9節	自然環境保全対策	382
1	法律・条例に基づく規制等	382
2	自然環境保全対策の実施	382
第10節	環境保健対策	383
1	健康被害に関する調査研究の実施	383
2	保健所における公害関連業務の実施	384
3	公害健康被害補償法の施行等	384
第11節	公害防止のための助成	384

1	中小企業者に対する公害防止資金の融資	384
2	市町村の公害防止行政等に対する助成	385
3	中小企業における公害防止技術の研究に対する助成	385
第12節	公害防止技術の開発及び指導	386
1	公害防止技術の開発等	386
2	公害防止技術の相談・指導	386
3	公害防止技術者の養成	386
第13節	公害に係る検査・分析業務体制の整備	386
第14節	その他の公害防止対策	386
1	公害に関する苦情・相談の処理	386
2	公害関係事犯取締りの実施	387
3	大阪府公害審査会の運営	387
4	公害モニター制度の運営	387
5	公害防止管理者等に係る業務の運営	387
6	環境計量証明事業及び環境計量士の登録事務の実施	388
7	公害防止に関する知識の普及	388
参考資料	昭和53年度公害関係予算（関連事業を含む。）一覧	389

第1章 基本的施策

第1節 公害防止基本対策の推進

1 環境管理計画等の推進

昭和48年9月に策定した大阪府環境管理計画は、府の環境保全のための総合的、基本的な計画として、現在、府並びに府下市町村等が一体となってその推進に努めているところであるが、その骨子をなしている大阪地域公害防止計画が昭和53年3月に見直される等、同計画策定後における諸情勢の変化に対応し、同計画に盛り込まれた各種事業の内容が実態とかけ離れることのないよう留意しながら、それらの具体化を図るなど計画の積極的かつ円滑な推進を図る。

2 公害防止条例等の整備

公害発生源工場、事業場に対する規制等については、大阪府公害防止条例（昭和46年大阪府条例第1号）及び同施行規則（昭和46年大阪府規則第55号）等に基づいて積極的に推進しているところであるが、今後の効果的な公害行政の推進に資するため、環境関連法令等の動向に配慮しながら同条例並びに同施行規則について必要な改正を行い、その整備を図る。

第2節 土地利用の適正化に関する施策

1 工場の適正分散及び集団化の促進

公害を抜本的に解決するためには土地利用の適正化を図る必要があるが、特に工場と住宅の混在により発生する公害を防止するため、引き続き工場の

適正分散及び集団化を促進する。

- (1) 公害防止事業団の資金を活用して共同公害防止施設、共同利用建物、工場移転用地、共同福利施設等の建設事業を促進する。
- (2) 市町村又はその開発公社が公害防止のための工業団地造成用地を先行取得し、又は工場移転跡地を買い上げる場合、これらの事業に必要な資金を財団法人大阪府都市整備協会を通じて当該市町村又はその開発公社へ貸し付ける。
- (3) 中小企業の工場集団化による公害の解消に努めるため、財団法人大阪府中小企業団地開発協会による中小企業団地造成事業の促進を図る。

2 土地利用における公害防止の配慮

臨海部の造成地等における土地利用の決定に当たっては、公害防止の見地から最大限の配慮を行う。

3 土地利用調査の実施

府下各地域ごとの特性をは握し、都市発展の動向に適確に対応した合理的な都市計画を推進するため、本年度においても土地利用調査の継続と電子計算機処理システムの具体的な利用面の開発を進める。

第2章 公害防止の諸施策

第1節 大気汚染対策

1 法律・条例に基づく規制

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び大阪府公害防止条例並びに大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年大阪府条例第8号。以下「上乘せ条例」という。）に基づき、硫酸酸化物、窒素酸化物、ばいじん、その他の汚染物質の排出規制について関係工場、事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

また、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく規制は市町村長に委任されているので、関係市町村に対する指導の徹底を図り、工場、事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

2 大気清浄化計画の策定及びその推進

大阪府環境管理計画に示された大気汚染物質に係る削減目標値を達成するため、引き続き大気清浄化計画に基づき、窒素酸化物を中心として、硫酸酸化物、ばいじん、炭化水素について次のような対策を推進する。

- (1) 窒素酸化物対策として、大規模発生源工場を中心に窒素酸化物排出量の削減指導を行うとともに防止技術の技術的、経済的評価を実施する。
- (2) 硫酸酸化物対策として、昨年度に策定した大気汚染防止法に基づく指定ばい煙総量削減計画に基づき、総量規制を実施する。これに伴い工場、事業場に対し随時立入検査を行い、総量規制基準等の遵守徹底を図る。
- (3) ばいじん対策として、関係工場、事業場に対する集じん装置等の設置後の点検、指導を行う。
- (4) 炭化水素対策として、大阪府公害防止条例に基づき防除装置の設置義務

のある工場に対する点検、指導を強化するとともに、昨年度に引き続き光化学スモッグ対策として有効な炭化水素の規制方策について検討を進める。

3 大気汚染現況調査等の実施

大気汚染の現況及び汚染物質の発生源の動向を経年的には握するため、引き続き次の諸調査を実施する。

- (1) 地域別硫黄酸化物汚染状況調査（本年度の測定点は248地点、うち大阪市内50地点、堺市内19地点及び高石市内3地点は各市が実施）
- (2) 地域別降下ばいじん汚染状況調査（本年度の測定点は100地点）
- (3) 浮遊粉じん環境調査（本年度の測定点は、浮遊粉じんについては9地点、うち大阪市内の3地点は大阪市が実施、浮遊粒子状物質については6地点）
- (4) 燃料使用状況調査（本年度の調査対象工場、事業場は約5,000、うち大阪市内分は大阪市が分担して実施）

4 光化学スモッグ対策の推進

光化学スモッグの発生原因を究明する等のため、昨年度に引き続き次のように諸調査を実施するとともに、緊急時の対策を推進する。

- (1) 光化学スモッグの発生源を調査するため、排出ガス中における大気汚染物質の濃度等の調査を実施する。
- (2) 光化学スモッグの発生を予測してその防止対策に資するため、常時監視による環境濃度の測定データ及び自動車排出ガス基礎調査資料を利用して発生機構の解明に努めるとともに、緊急時における発生源対策の必要な地域及びその対策の方法を明らかにする。また、紫外線照射装置を積載した移動測定車により各種の汚染物質の測定を行い、光化学スモッグ発生機構の多面的な解明を図る。
- (3) オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策として、関係工場に対し、

ばい煙排出量の削減措置等を要請、勧告するとともに立入検査を実施し、必要に応じ緊急の調査班を現地に派遣して調査を実施する。

- (4) 炭化水素類排出施設に対し、光化学スモッグ対策としての有効な規制方策について検討を進める。

5 大気汚染の常時監視及び緊急時措置の実施

大気汚染状況の常時監視体制を整備充実するとともに、緊急時における情報の伝達を速やかに行うなど適切な措置を実施する。

(参考) 大気汚染測定網の整備状況

(昭和52年4月1日現在)

区 分	局 数	左のうち府公害監視センターとテレメーターで直結している局数
オキシダント測定局	98局	37局
窒素酸化物測定局	98	35
一酸化炭素測定局	69	26
硫黄酸化物測定局	108	41
浮遊粉じん測定局	109	42

(注) 局数には府、市、町所管局及び大気汚染測定車を含む。

第2節 水質汚濁対策

1 法律・条例に基づく規制

(1) 工場、事業場に対する規制

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、瀬戸内海環境保全臨時措置法(昭和48年法律第110号)、大阪府公害防止条例及び上乗せ条例に基づき、関係工場、事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

(2) 水質汚濁負荷量削減計画の推進

大阪府環境管理計画の目標達成に向けて有機性汚濁物質（COD、BOD等）、その他の水質汚濁物質の削減方策について、これまでの削減の実績及びその効果並びに総量規制の導入等の法改正の動向を踏まえながら必要な調査検討を進める。

2 下水道整備の推進

公共用水域の水質を保全するとともに生活環境を改善するため、引き続き寝屋川北部、寝屋川南部、猪名川、安威川、淀川右岸、淀川左岸、大和川下流及び南大阪湾岸の各流域下水道の整備を行う。

また、市町村が実施する公共下水道事業に対し事業推進の指導を行い、下水道整備を促進する。

3 水質汚濁の常時監視

府下の主要河川及び大阪湾の水質の汚濁状況を常時監視するため、79河川113地点並びに海域18地点に測定点を設け、河川管理者及び関係行政機関の協力を得て計画的に水質の監視、測定を行う。

4 河川浄化事業の実施

河川の汚濁を防止するため、従前から、都市河川浄化事業として汚濁の著しい河川を対象に汚でのしゅんせつを行ってきたが、本年度も引き続き神崎川で実施するとともに寝屋川においても着手する。

また、本年度から今川導水路の建設事業に着手する。

5 河川の管理等

河川敷内への廃棄物の不法投棄を防止するため、従来から実施している河川パトロールに加えて、昭和49年度から制度化した河川管理協力員制度を効

果的に活用するとともに防護柵の設置を推進する。また、河川へ流出した工場廃油処理のためのオイルフェンスを府土木事務所及び工営所に常備する。

なお、府民の河川愛護精神及び公德心の高揚を図るため、河川愛護月間を設けて啓もう活動を行う。

6 河川環境の整備

河川敷内に堆積し、及び水面に浮遊するじんかいの清掃並びに雑草の刈取りを実施するほか、沈船の引揚げ等を行う。

7 港湾環境の整備

府営港湾の環境整備を図るため、港内に発生した廃油及びじんかいの処理を行うとともに、港湾の緑化を推進する。

第3節 騒音・振動対策

1 法律・条例に基づく規制

騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び大阪府公害防止条例に基づく騒音・振動に係る規制権限は、そのほとんどが市町村長に委任されているので、関係市町村に対する指導の強化、担当職員の技術研修の充実等により関係工場、事業場等に対する規制、指導の徹底を図る。

なお、振動規制については昨年度に設定した法律・条例による規制基準の遵守徹底を図るとともに、水平振動や道路交通振動等の実態は握に努める。

2 低周波空気振動調査等

最近、問題が顕在化しつつある低周波空気振動、鉄軌道騒音・振動の実態調査を実施するとともに、関係機関を通じて必要な対策の推進に努める。

第4節 自動車公害対策

1 自動車排出ガス対策の推進

- (1) 国における自動車排出ガス低減対策として、一連の規制強化が図られてきたが、その実効を期するため、引き続き自動車の使用者等に対し規制内容の周知徹底を図るとともに、自動車運行の自粛についての啓発、低公害自動車の普及促進、街頭における自動車排出ガスの検査体制を強化する。
また、国に対しては、発生源対策の強化と併せて全体交通量削減に関する抜本策の樹立を強く要望する。
- (2) 自動車排出ガスの大気汚染予測手法の確立を図るため、昨年度に引き続き、環境庁の委託による低煙源拡散実態調査並びに道路周辺の大気汚染調査を実施するとともに、その結果をもとに自動車排出ガスの量及び汚染濃度の算定等を行う。
- (3) 都市における交通公害等の各種障害に対処するため、更に都市総合交通規制を推進し、交通流の最適化、自動車交通総量の削減を図る。
- (4) 信号機の系統化、広域制御地域の拡大等管制業務の拡充強化により、自動車の走行状態の改善を図る。
- (5) 街頭における検問等により一酸化炭素、炭化水素等自動車排出ガス規制違反の取締りを強化する。

2 自動車騒音・道路交通振動対策の推進

- (1) 都市総合交通規制の一環として、幹線道路については車線走行の徹底、走行速度の適正コントロール対策を推進し、交通流の適正管理を図り、また、生活道路については一方通行、大型車通行禁止及び低速度等の交通規制を総合的に組み合わせた生活ゾーン規制を拡大、強化する。

- (2) 自動車騒音・道路交通振動の増大要因となる速度超過、車両の整備不良、積載量の超過等の違反の取締りを強化する。
- (3) 市町村、関係機関が行う自動車騒音・道路交通振動対策の円滑な実施を図るため、その連絡調整に当たる。

第5節 航空機公害対策

1 大阪国際空港航空機公害対策の推進

大阪国際空港の航空機公害対策として次の措置を講じる。

- (1) 空港周辺の地域整備計画の具体化に努めるとともに、移転跡地等を利用して地元市が行う周辺環境基盤施設整備事業に対し国とともに補助する。
- (2) 関係市が実施する空港周辺整備事業及びその他の航空機騒音対策事業等の経費に充てるため空港周辺整備促進市臨時交付金を交付する。
- (3) 空港周辺地域の営業者に対し移転及び経営改善の資金をあっせん融資し、その利子の $\frac{1}{2}$ を補給する。
- (4) 関係市が設置する学習、集会等のための共同利用施設に対し、その建設費を補助する。
- (5) 航空機騒音防止対策として、市町村が行う学校等の公害防止工事に対して、その負担を軽減するため市町村施設整備資金を活用して資金の貸付けを行う。
- (6) 大阪国際空港周辺整備機構による移転補償を受けて住宅等の移転を行う者が、それに要する資金を融資機関から借り入れた場合に、その利子の一部を補給する。

- (7) 豊中市が実施する鼻出血医療対策事業に対して補助を行う。
- (8) 住宅の移転者に対して府営住宅の優先入居募集を行う。
- (9) 航空機騒音の常時測定のほか、必要に応じて航空機公害の実態調査を実施する。

2 大阪国際空港周辺整備機構に対する助成

大阪国際空港周辺整備機構の事業に対し、国とともに次の助成を行う。

- (1) 民家防音工事に対する補助
- (2) 再開発整備、代替地造成等の事業に対する資金の貸付け

第6節 地盤沈下対策

1 法律・条例に基づく規制

工業用水法（昭和31年法律第146号）及び大阪府公害防止条例に基づく地下水の採取の規制を行うため、地下水採取量の実態は握に努めるとともに、規制地域内の関係工場、事業場に対する規制、指導の徹底を図る。

2 地盤沈下状況の調査の実施

- (1) 府下の地盤沈下の状況をは握するため、引き続き水準測量調査（観測点441点）を実施するとともに、観測井戸による地下水位及び地盤沈下の状況の観測を実施する。
- (2) 局所的な地盤沈下が著しい泉州地域について、地盤沈下を起こさない地下水の採取量（安全採取量）の策定調査の一環として、昨年度に引き続き、土質・地質の解析及び地下水の水収支調査を実施する。

3 代替水の供給及び受水施設整備に対する助成

東大阪地域の関係市（東大阪市、八尾市、大東市及び四条畷市）に対し、上水道用地下水の採取抑制に係る代替水を供給するため、昨年度に引き続き府営水道受水施設整備事業について補助を行う。

4 都市河川地盤沈下対策の実施

平野川分水路の下流端に排水機場を設けて内水の水位低下を図り、地盤沈下地域の排水を良くするため、排水機場の建設事業を進める。

5 工業用水道の整備

泉州地域の地盤沈下対策として、地下水の代替水を確保するため、昨年度に引き続き第5次工業用水道事業として、配水管の布設工事及び中間ポンプ場の建設を実施する。

第7節 廃棄物処理対策

1 産業廃棄物処理対策の推進

産業廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び大阪府産業廃棄物処理計画（昭和49年7月策定）に基づき、次のような対策を推進する。

- (1) 広域的な立場から産業廃棄物の最終処分地を確保するため、堺第7-3区において、引き続き海面埋立処分施設整備事業を実施する。
- (2) 堺第7-3区における産業廃棄物の広域処理対策事業は、財団法人大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として引き続き実施することとし、従来の土砂、がれき及びこれらに類する廃棄物のほか新たに無害の汚でい等の受入れを行う。

- (3) 産業廃棄物の広域処理対策事業の一環として廃棄物の中間処理事業を実施することとし、財団法人大阪産業廃棄物処理公社が整備する中間処理施設に対し、必要な技術的、財政的援助を行う。
- (4) 産業廃棄物の適正な処理を図るため、事業者責任を基本とする関係法令の趣旨に沿って、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導、監視を強化する。

2 一般廃棄物処理対策の推進

一般廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るため、市町村が行う廃棄物処理施設の整備に対し、国とともに助成を行うほか、公害防止装置（洗浄集じん装置）の円滑な稼動を図るため、運営管理費の一部に対し補助する等助成を行い、更に新たな処理技術を含めた調査検討を進め、市町村に対する技術援助を行う。

第8節 農林・水産・畜産公害対策

1 農林・水産・畜産公害対策の実施

農林・水産及び畜産関係の公害対策として、昨年度に引き続き次のような事業及び調査研究を行う。

- (1) 大気汚染による農作物等の影響に関する調査研究
- (2) 残留農薬に関する調査研究
- (3) 漁場環境等に関する調査研究
- (4) 漁場環境の常時監視
- (5) 畜産経営環境保全対策事業
- (6) 家畜ふん尿の処理技術に関する調査研究

2 農業用水及び土壌汚染対策の実施

都市排水の増加により農作物被害が増加している区域の水源転換、用排水分離水路の新設、改良を行うため、水質障害対策事業を推進する。

また、重金属による土壌及び農作物の汚染の実態調査及びその被害対策を引き続き実施する。

第9節 自然環境保全対策

1 法律・条例に基づく規制等

自然環境の保全を図るため、自然公園法（昭和32年法律第161号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）、大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）の規定に基づき、規制地域内において開発行為等を行う者に対する規制、指導を行う。

また、同条例の規定に基づき、自然環境の保全と回復の状況をは握し、必要な指導に当たらせるため自然環境保全指導員制度等を強化する。

2 自然環境保全対策の実施

自然と緑の生活環境を守り、積極的に自然の回復に努めるため、次の諸施策を実施する。

- (1) 自然保護行政の基礎資料を収集するため、環境庁と協同で第2回自然環境保全基礎調査を実施する。
- (2) 府政百年記念事業として金剛生駒国定公園区域内に造成した「府民の森」については、完成した4園地（約375ha）の供用を開始するとともに引き続き未完成園地の整備を行う。
- (3) 緑化樹の養成を行い、これを府民が協同して行う植樹及び公共施設の植樹のために無償配布するとともに、緑化推進構想（昭和52年2月策定）に基づく施設緑化の基準の達成に努める。

- (4) 森林資源の造成と緑地の保全を図るため、民有地に分収契約による地上権を設定し、造林事業を実施するとともに契約期限の到来する森林で緑地保全上必要なものについては、引き続き借地制度に切り換えて森林の保全を図る。
- (5) 土壌養分に乏しい不良成育林地を改良し、森林造成を行うほか、保安林整備計画により指定された保安林の一部で機能強化を図るため水源林造成事業等を実施する。
- (6) 金剛山伏見地区、室池集団施設地区等の自然公園の施設整備を行い、秩序ある利用の推進を図るとともに、明治の森・箕面及び金剛生駒の両国定公園並びに東海自然歩道等の管理事業を推進する。
- (7) 職場、家庭等の生活環境にうおいを取りもどすため、引き続き花と緑の運動を推進する。
- (8) 第4次鳥獣保護事業計画(昭和52~56年度)に基づき、野生鳥獣の保護・繁殖を図るとともに狩猟の適正化に努め、自然環境の保全を図る。
- (9) 水産資源の維持培養を図るため、高級魚介類の稚魚生産技術、品種の改良等の開発研究を行うとともに稚魚の放流を実施する。

第10節 環境保健対策

1 健康被害に関する調査研究の実施

環境汚染による健康への影響について、大阪府公害健康調査専門委員会議の助言を得て、次の調査研究を行う。

- (1) 大気汚染が人の健康にどのような影響を及ぼしているかの実態を把握するため、調査対象地区に居住する40才以上の住民について、引き続き呼吸器系疾患を中心とした医学的調査を実施するとともに、複合大気汚染の健康影響に関する基礎医学的及び疫学的調査研究を実施する。
- (2) 工場等から排出される汚染質による局地的な環境汚染問題について、工

場等の周辺住民の健康調査等を実施する。

- (3) 光化学スモッグによる健康被害の実態をは握するための調査を実施するほか、必要に応じて緊急調査班を編成して現地調査を行う。
- (4) 食品、母乳等について、PCB等の微量有害物質による汚染分布状況調査を実施するとともに人体への影響について研究を行う。
- (5) 環境汚染による健康被害の予防及び治療並びに調査研究体制の組織一元化を図るため、引き続き調査検討を進める。

2 保健所における公害関連業務の実施

公衆衛生の立場から公害に係る苦情相談、地域の特性に応じた環境汚染による人体影響に関連する各種の調査、衛生教育等を実施する。

3 公害健康被害補償法の施行等

- (1) 公害健康被害者の公正、迅速な保護を図ることを目的とする公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）に基づき、大阪市、豊中市南部、堺市西北部、吹田市南部及び守口市がその適用地域に指定されているが、昨年度に引き続き適用地域の追加指定について東大阪市並びに八尾市との連携のもとに国に対し働きかける。
- (2) 指定疾病患者が死亡した場合、関係市とともにその遺族に対し見舞金を支給する。

第11節 公害防止のための助成

1 中小企業者に対する公害防止資金の融資

- (1) 中小企業における公害防止施設の設置・改善、工場移転等を促進するため、引き続き中小企業公害防止資金特別融資制度の積極的な運用に努める。

融資目標額 24億5千万円

融資限度額 原則として2,500万円（事業協同組合等は5,000万円）

ただし、無担保融資500万円

融資期間 7年以内

- (2) 中小企業者が共同して行う共同公害防止事業に対し、中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）による中小企業高度化資金を積極的に活用して資金貸付けを行う。
- (3) 中小企業設備近代化資金貸付けのうち、公害防止設備に係る貸付けについては、一定期間いつでも申込みができるよう便宜を図るほか、優先的に貸付けを行う。
- (4) 中小企業合理化機械月賦販売制度に加えて、リース契約のあっせん事業を実施し、積極的な運用に努める。

2 市町村の公害防止行政等に対する助成

(1) 公害防止事務費交付金の交付

大阪府公害防止条例に基づく事務を委任した市町村に対し、引き続き交付金を交付する。

(2) 水銀等被害中小企業緊急融資利子補給事業に対する補助

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和48年法律第100号）に基づき、市町村が被害漁業者等に対して行う金融措置について利子補給を行う。

3 中小企業における公害防止技術の研究に対する助成

中小企業の実情に即した公害防止対策を推進するため、財団法人関西産業公害防止センターが行う公害防止技術の研究事業に対し、引き続き助成措置を講じる。

第12節 公害防止技術の開発及び指導

1 公害防止技術の開発等

本年度は次のテーマを選び研究開発を行う。

- (1) 低周波燃焼音の抑制に関する研究
- (2) クロムスラッジを再利用するメッキの工業化に関する研究
- (3) 節水型洗浄技術に関する研究
- (4) 衣料の安全対策技術に関する研究
- (5) 放射線利用による環境汚染に関する研究

2 公害防止技術の相談・指導

府立工業技術研究所及び府立繊維技術研究所において、公害防止技術についての相談・指導を行うほか、公害発生のおそれがある企業又は公害防止の技術指導を必要とする企業に対し、巡回技術指導を実施する。

3 公害防止技術者の養成

中小企業における公害防止体制の強化を図るため、各種の技術者研修を実施する。

第13節 公害に係る検査・分析業務体制の整備

公害試料の分析機能の充実を図るため、引き続き検査分析機器を増強し、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の検査・分析業務を推進する。

第14節 その他の公害防止対策

1 公害に関する苦情・相談の処理

公害に関する苦情・相談については、公害室各課、府の各保健所、府警察本部及び警察署並びに市町村公害担当部課が相互に密接な連携を保ちながら、その迅速かつ適切な処理に努める。

2 公害関係事犯取締りの実施

関係行政機関との連携を密にしながら府民の健康を害し、また、日常生活に直接被害を与える悪質又は重要と認められる公害関係事犯を対象に重点的な取締りを積極的に推進する。

3 大阪府公害審査会の運営

公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づいて設置された大阪府公害審査会において、その紛争事案の処理に努めているが、引き続き継続中の調停等の事案の処理を進めるとともに、新たに調停等の申請があった場合にはその事案の早期処理に努める。

4 公害モニター制度の運営

府公害モニター制度を次のように運営する。

- (1) 公害行政に関する意見の提出及び公害発生状況等に関する報告を求める。
- (2) 研修会等を実施して公害に関する情報を提供することにより、モニター活動の円滑化を図る。

5 公害防止管理者等に係る業務の運営

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき、特定事業者に対し公害防止管理者等の選任及び届出等が適正に行われるよう指導する。

6 環境計量証明事業及び環境計量士の登録事務の実施

計量法（昭和26年法律第207号）に基づき、環境計量証明事業及び環境計量士の登録等の事務を行う。

7 公害防止に関する知識の普及

府民及び事業者に対し、公害に関する知識の普及を図るため、引き続き公害白書の刊行及び公害防止に関する各種啓発パンフレット等の資料の発行、環境月間の設定に伴う諸行事の実施等の措置を講ずる。

参考資料 昭和53年度公害関係予算(関連事業を含む。)一覧

(1) 部 別

(単位 千円)

部 名	5 3 年 度	5 2 年 度	増 減
企 画 部	14,600	14,610	△10
生 活 環 境 部	7,029,424	8,117,919	△1,088,495
衛 生 部	459,802	500,350	△40,548
商 工 部	858,337	736,902	121,435
農 林 部	1,187,855	1,196,127	△8,272
土 木 部	41,412,231	31,514,042	9,898,189
建 築 部	50,000	50,000	0
水 道 部	6,735,988	6,705,060	30,928
公 安 委 員 会	817,250	1,100,956	△283,706
教 育 委 員 会	58,659	55,667	2,992
合 計	58,624,146	49,991,633	8,632,513

(2) 種 目 別

(単位 千円)

区分	事業名	53年度	52年度	増 減	摘 要
大 気 汚 染 対 策	大気清浄化計画 実 施 費	6,470	7,968	△ 1,498	大気汚染物質削減計画実施 費
	大気汚染防止 規制指導費	9,877	10,159	△ 282	大気汚染防止法等施行費
	公害防止装置 設置事業債 利子補給金	191,364	219,064	△ 27,700	洗浄集じん装置債利子補給 金
	公害防止装置 排出塩処分費 補助金	20,000	21,800	△ 1,800	洗浄集じん装置排出塩処分 費補助金
	ごみ焼却場公害 防止装置運営費 補助金	148,010	0	148,010	洗浄集じん装置運営費補助 金
	(特別会計) ごみ焼却場 公害防止装置 稼働促進費	200,000	0	200,000	洗浄集じん装置稼働促進貸 付金
	悪臭防止法 施 行 費	1,166	1,228	△ 62	
	自 動 車 公 害 対 策 費	9,523	10,225	△ 702	自動車排出ガス対策推進費 3,834千円 自動車排気ガス処理装置触 媒取替費 5,689千円
	一般廃棄物 処理施設整備費 補 助 金	0	410,370	△410,370	

区分	事業名	53年度	52年度	増減	摘要
大 気 汚 染 対 策	(特別会計) 学校等公害防止 施設整備事業費	40,000	40,000	0	大気汚染防止施設整備資金 貸付金
	舗装道新設費	493,000	522,000	△ 29,000	
	道路改良費	1,177,000	550,000	627,000	立体交差化事業費等
	交通安全施設等 整備費	913,934	1,337,424	△ 423,490	交差点改良費 36,500千円 横断歩道橋整備費 82,500千円 交通管制センター拡充強化 費 218,744千円 地域制御区域拡大費 444,840千円 信号機の系統化事業費 131,350千円
	小計	3,210,344	3,130,238	80,106	
水質汚濁対策	水質汚濁負荷量 削減計画実施費	2,700	3,000	△ 300	水質汚濁削減計画策定費

区分	事業名	53年度	52年度	増減	摘要
水質汚濁対策	一般廃棄物処理施設整備費補助金	76,538	91,675	△ 15,137	し尿処理施設整備費補助金
	水質汚濁防止規制指導費	11,550	12,031	△ 481	水質汚濁防止法等施行費 8,690千円 瀬戸内海環境保全臨時措置法施行費 2,860千円
	(特別会計)中宮病院汚水排水対策費	296,100	296,594	△ 494	汚水処理槽設置費
	漁業公害対策費	9,026	6,965	2,061	漁場障害物除去事業費 8,470千円 漁場油濁被害救済基金負担金 556千円
	下水道整備費	34,488,000	26,195,500	8,292,500	流域下水道事業費 33,970,000千円 公共下水道事業費 518,000千円
	都市河川浄化費	370,000	327,000	43,000	河川のしゅんせつ費
	船舶廃油処理場維持費	82,592	67,848	14,744	
	公害取締対策費	1,964	714	1,250	水質検査委託料

区分	事業名	53年度	52年度	増減	摘要
水質汚濁対策	(特別会計) 浄水場排水処理設備建設費	850,000	1,460,000	△ 610,000	水道事業会計 (村野浄水場)
	小計	36,188,470	28,461,327	7,727,143	
騒音・振動対策	大阪国際空港 周辺対策費	254,129	104,312	149,817	共同利用施設建設費補助金 163,220千円 住宅移転資金利子補給金 23,545千円 営業者経営改善資金あっせん融資費 45,333千円 営業者移転資金あっせん融資費 19,400千円
	大阪国際空港 周辺環境基盤 施設整備費	71,000	0	71,000	
	大阪国際空港 周辺整備促進 市臨時交付金	133,000	0	133,000	
	大阪国際空港 周辺整備機構 助成費	204,357	279,043	△ 74,686	事業資金貸付金 153,000千円 民家防音工事費補助金 50,930千円

区分	事業名	53年度	52年度	増減	備要
騒音・振動対策	(特別会計) 学校等公害防止 施設整備事業費	460,000	460,000	0	航空機騒音防止施設整備資金貸付金 365,000千円 自動車騒音防止施設整備資金貸付金 95,000千円
	騒音・振動 規制指導費	1,753	1,844	△ 91	騒音規制法等施行費 振動規制法等施行費
	舗装道改修費	736,000	515,000	221,000	
	公営住宅 騒音対策費	39,900	39,900	0	
	航空機騒音防止 校舎管理費	52,839	46,767	6,072	航空機騒音防止校舎冷暖房費
	小計	1,952,978	1,446,866	506,112	
地盤沈下対策	地盤沈下規制 指導費	3,370	3,472	△ 102	工業用水法等施行費
	上水道地盤沈下 対策費	122,916	154,821	△ 31,905	代替受水施設整備費補助金
	都市河川 地盤沈下対策費	750,000	450,000	300,000	

区分	事業名	53年度	52年度	増減	摘要
地盤沈下対策	(特別会計) 地盤沈下対策事業費	5,885,988	5,245,060	640,928	第3次工業用水道事業費 1,674,231千円 第4次工業用水道事業費 1,279,694千円 第5次工業用水道建設事業費 2,932,063千円
	小計	6,762,274	5,853,353	908,921	
土壌汚染対策	農用地土壌汚染対策費	112,040	81,028	31,012	水質障害対策事業費 108,840千円 水質汚濁被害実態調査費 500千円 水質障害対策事業調査費 2,700千円
	小計	112,040	81,028	31,012	
廃棄物対策	一般廃棄物処理施設整備費補助金	86,000	63,879	22,121	ごみ処理施設整備費補助金
	産業廃棄物広域処理対策費	1,171,500	2,401,885	△ 1,230,385	海面埋立処分施設(えん堤)整備費 810,000千円 中間処理施設整備資金貸付金 360,000千円
	一般廃棄物処理指導監督費	9,325	8,922	403	市町村指導監督費 4,325千円 衛生管理協同組合共同事業費補助金 5,000千円
	産業廃棄物処理指導監督費	33,533	35,096	△ 1,563	処理業者等指導監督費

区分	事業名	53年度	52年度	増減	備 考
廃棄物対策	道路環境整備費	247,837	256,122	△ 8,285	
	公害取締対策費	403	403	0	産業廃棄物検査委託料
	小 計	1,548,598	2,766,307	△ 1,217,709	
新種公害対策	電波障害防止対策費	10,100	10,100	0	テレビ受信障害者に対する共同アンテナ設置費
	小 計	10,100	10,100	0	
調査研究	公害基本対策費	15,822	19,520	△ 3,698	公害行政総合調整費
	公害モニター運営費	3,200	10,127	△ 6,927	モニター 100人
	公害紛争処理費	2,397	2,588	△ 191	公害審査会運営費
	公害防止計画進行管理費	2,987	3,115	△ 128	
	公害現況等調査費	12,012	14,495	△ 2,483	地域別硫酸化合物汚染状況調査費 5,296千円 燃料使用量調査費 390千円

区分	事業名	53年度	52年度	増減	摘要
調 査 ・ 研 究					地域別降下ばいじん調査費 2,522千円 浮遊粉じん環境調査費 1,350千円 窒素酸化物汚染状況調査費 454千円 大気汚染植物影響調査費 2,000千円
	放射線利用 環境汚染研究費	14,600	14,610	△ 10	放射線利用による元素分析 方法の研究
	光化学スモッグ 対策費	5,030	5,704	△ 674	総合調整費 1,000千円 被害者発生時緊急調査費 752千円 発生源工場等実態調査費 2,422千円 人体影響調査費 856千円
	自動車公害 対策費	30,600	36,733	△ 6,133	道路汚染調査費 2,500千円 低煙源（自動車排出ガス） 拡散実態調査費 28,100千円
	騒音・振動 対策費	4,900	2,377	2,523	実態調査費

区分	事業名	53年度	52年度	増減	摘要
調査研究	大気・水質調査研究費	6,515	6,433	82	
	航空機公害実態調査費	1,708	0	1,708	航空機騒音調査費
	地下水安全採取量調査費	5,000	6,500	△ 1,500	地質調査分析費
	廃棄物処理調査研究費	4,450	3,000	1,450	一般廃棄物処理調査研究費 1,450千円 産業廃棄物処理調査研究費 3,000千円
	公害人体影響調査費	12,423	13,297	△ 874	大気汚染人体影響調査費 3,309千円 大気汚染地区住民健康調査費 5,896千円 騒音、臭気、ばい煙等による被害調査費 3,218千円
	P C B 対策調査費	8,856	15,000	△ 6,144	P C B の汚染分布状況調査費
	有害食品特別対策費	14,269	15,020	△ 751	主要食品中の重金属、残留農薬等検査費
公害衛生研究費	1,403	1,477	△ 74	公衆衛生研究所 公害衛生研究費	

区分	事業名	53年度	52年度	増減	摘要
調査研究	公害保健調査 研究体制整備費	558	587	△ 29	
	公害対策指導 研究費	6,880	7,242	△ 362	低周波燃焼音の抑制研究費 3,750千円 クロムスラッジを再利用する メッキの工業化研究費 3,130千円
	公害防除技術 研究費	2,296	32,000	△ 29,704	節水型洗浄技術に関する研 究費 1,276千円 衣料の安全対策技術に関する 研究費 1,020千円
	漁業公害研究費	15,622	14,190	1,432	漁場環境調査費 12,327千円 漁業公害対策試験調査費 1,739千円 汚水魚試験調査費 556千円 沿岸漁場環境保全対策調査 費 1,000千円
	農作物公害 研究費	18,475	16,476	1,999	農作物に関する公害試験研 究費

区分	事業名	53年度	52年度	増減	摘要
調 査 研 究	畜産公害研究費	8,382	27,305	△ 18,923	養豚環境保全対策試験研究費 3,600千円 畜産環境保全対策試験研究費 4,782千円
	農業公害研究体制整備費	8,000	14,840	△ 6,840	植物環境試験装置改修費
	土地利用調査費	12,750	13,500	△ 750	環境良化調査費
	総合都市交通体系調査費	0	30,000	△ 30,000	
	交通公害対策費	10,542	11,097	△ 555	交通量調査費
	学校公害実態調査費	5,470	8,660	△ 3,190	環境検査器具購入費
	小計	235,147	345,893	△ 110,746	
監視・測定	公害防止条例委任事務費	77,964	73,928	4,036	市町村交付金等
	公害検査分析機器等整備費補助金	0	13,900	△ 13,900	

区分	事業名	53年度	52年度	増減	摘要
監視測定	公害室堺分室運営費	25,091	28,767	△ 3,676	管理運営費等
	公害監視センター運営費	368,165	326,512	41,653	管理運営費 84,379千円 検査分析機器等整備費 41,371千円 大気・水質常時監視費 204,857千円 大気・水質・騒音・振動 検査業務費 37,558千円
	大気汚染観測局整備費	16,000	18,800	△ 2,800	備品購入費
	公共用水域常時監視費	105,498	100,647	4,851	河川・海域水質常時監視費
	地盤沈下規制指導費	41,870	42,660	△ 790	地盤沈下測定費 13,170千円 水準点測量費 28,700千円
	苦情相談処理費	4,148	4,368	△ 220	大気・水質・特殊公害苦情 相談処理費
	航空機騒音対策費	12,454	4,293	8,161	航空機騒音常時監視費
	漁業公害監視費	1,800	1,800	0	漁業公害調査指導事業費

区分	事業名	53年度	52年度	増減	摘要
監視・測定	公害取締対策費	3,718	3,830	△ 112	公害関係事犯探証拠器整備費
	小計	656,708	619,505	37,203	
公害保健対策	公害健康被害補償法施行費	6,204	6,485	△ 281	公害病認定患者死亡見舞金 6,000千円
	公害健康被害検査研修費	1,500	0	1,500	公害健康被害検査研修費補助金
	保健所公害業務費	2,421	2,548	△ 127	公害担当職員活動費
	光化学スモッグ対策費	350	240	110	酸素吸入器設置費
	小計	10,475	9,273	1,202	
中小企業対策	中小企業公害防止資金特別融資促進費	3,165,989	3,088,098	77,891	融資目標 24 億 5 千万円 貸付利率 年 7.1% 〃 期間 7 年 利子補給 小企業 6.1% 中企業 5.1%
	公害防止技術向上対策費	4,541	4,775	△ 234	公害防止技術者養成事業費 3,703千円 公害防止巡回技術指導費 838千円

区分	事業名	53年度	52年度	増減	摘要
中小企業 業 対 策	④ 関西産業 公害防止センター 補助金	1,000	1,000	0	工業排水等のリン化合物の前処理自動化に関する研究費
	水銀等被害 中小企業緊急 融資利子補給金	420	1,685	△ 1,265	
	(特別会計) 公害防止資金 貸付金	391,200	390,200	1,000	公害防止設備設置資金貸付金 高度化資金 171,200千円 設備近代化資金 220,000千円
	小計	3,563,150	3,485,758	77,392	
関連 都市 施設 等 整備	工場適正分散化 促進費	0	150,000	△ 150,000	
	花と緑の運動 推進事業費	12,703	13,498	△ 795	花木等の植樹推進費 4,146千円 花と緑の運動推進啓発費 8,557千円
	公園緑地整備費	2,351,389	1,744,881	606,508	都市公園整備費 2,199,389千円 府道緑化事業費 27,000千円 淀川河川公園整備費負担金 125,000千円

区分	事業名	53年度	52年度	増減	摘要
関連都市施設等整備	緑道整備事業費	92,725	122,000	△29,275	
	河川環境整備費	273,380	266,970	6,410	河川しゅんせつ等
	港湾環境整備費	189,858	164,611	25,247	港湾緑化事業等環境整備事業費
	小計	2,920,055	2,461,960	458,095	
自然環境保護	府民の森整備費	333,566	380,984	△47,418	
	環境緑化推進費	212,007	205,280	6,727	緑化樹養成
	鳥獣保護事業費	18,888	18,754	134	
	栽培漁業推進費	12,458	10,994	1,464	稚魚放流
	内水面増殖費	4,735	5,024	△289	〃
	府行造林事業費	117,383	90,551	26,832	
	特殊林地改良事業費	25,278	16,669	8,609	

区分	事業名	53年度	52年度	増減	簡要
自然環境保護	水源林造成事業費	37,917	24,011	13,906	
	自然環境保全費	127,635	155,522	△ 27,887	
	小計	889,867	907,789	△ 17,922	
民間企業団体実施事業	中小企業集団化事業貸付金	452,000	300,000	152,000	中小企業団地開発協会貸付金
	畜産経営環境保全費	35,200	59,029	△ 23,829	
	森林造成事業費	76,740	53,207	23,533	
	小計	563,940	412,236	151,704	
合計		58,624,146	49,991,633	8,632,513	